

鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）において、直接処遇職員の補助を行う者（以下「補助者」という。）の雇用に係る経費を補助することにより、夜間業務対応などの体制を強化するとともに、直接処遇職員の業務負担軽減を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、「児童養護施設等体制強化事業実施要綱」（「児童養護施設等体制強化事業の実施について」（平成31年4月17日付子発0417第5号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙。以下「実施要綱」という。）に定める事業のうち、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う自立援助ホームに対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる補助基準額と補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から補助事業に伴う収入（本補助金を除く。）の額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）以下とする。なお、補助対象経費は、いずれも交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、毎年4月30日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、いずれも交付決定を受けた年度の翌年度の4月

20日までに行わなければならない。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年3月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和5年3月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業 自立援助ホームに対し、補助者（当該補助者が担う補助業務を行う者として、都道府県等が適当と認める者であって、児童福祉法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者）の雇上げに必要な費用の一部を補助する事業。
2 補助基準額	1か所当たり 4,155,000円
3 補助対象経費	補助者の雇用に要する経費 （報酬、給料及び職員手当等、報償費、共済費等）
4 補助対象職員の要件に関する特記事項	実施要綱に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日付こ支家第47号こども家庭庁長官通知）の支弁対象となっている職員については、本事業の対象としない。ついては、当該通知に基づく事務費の積算対象や、手当の対象、加算対象職員としないこと。本事業の対象職員に対しては、本事業による補助金以外の公的経費を財源として支払いを行ってはならない。ただし、事業者の公的経費以外からの収入や自己財源から支出することは差し支えない。

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業計画（報告）書

1 事業所名

2 入所（利用）定員

3 入所者の状況

年 月 日現在入居者数 _____名

※補助事業を開始する月（補助対象職員を雇用する月）の初日における入居者数（私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等を除く。）を記載してください。

4 職員の配置状況 ※補助事業の開始日における職員の配置状況を記載してください。

(1) 年 月 日（事業開始日）現在職員数 _____名

(2) (1)のうち

ア 国の措置費負担金の職員定数に基づく指導員 _____名

イ 国の措置費負担金の職員定数に基づく補助者 _____名

ウ 鳥取県自立援助ホーム体制機能強化事業補助金の補助対象指導員 _____名

エ 本事業の補助対象職員（実施要綱及び別表4の規定を満たすこと） _____名

5 補助対象事業

(1) 補助対象職員の雇用期間

氏名	雇用期間
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日

※雇用が確認できるもの（辞令の写し等）を添付してください。

(2) 補助対象職員の職務内容

ア 業務内容

イ 勤務時間

ウ 当該職員の雇上げにより、直接処遇職員の負担が軽減される業務内容

エ 職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（補助者の配置を除く。）

(3) 補助金所要額については別紙1（別紙2）のとおり

※交付申請時には別紙1、実績報告時には別紙2を添付してください。

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」・「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

別紙 1

〇〇年度自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金申請額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の 実支出予定額 A	寄付金その他の 収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 (別表第2欄参 照) D	算定基準額 (CとDのいずれ か低い方の額) E	県補助所要額 (千円未満の端 数切捨て) F
自立援助ホーム夜間業務等 体制強化事業						

(記載上の注意)

- 1 F欄には、E欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額を記入すること。)

別紙2

〇〇年度自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金精算額内訳書

(単位：円)

事業名	補助対象経費の実支出額 A	寄付金その他の収入見込額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 (別表第2欄参照) D	算定基準額 (CとDのいずれか低い方の額) E	県補助所要額 (千円未満の端数切捨て) F	交付決定額 G	県補助確定額 (FとGのいずれか低い方の額) H	受入済額 I	差引過不足額 (I-H) J
自立援助ホーム 夜間業務等体制 強化事業										

(記載上の注意)

- 1 F欄には、E欄と同額を記入すること。(ただし、千円未満の端数がある場合はこれを切捨てた額を記入すること。)

様式第2号(第4条、第7条関係)

〇〇年度自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業収支予算(決算)書

収入の部 (単位:円)

収入区分	予算(決算)額	摘要
計		

支出の部 (単位:円)

支出区分	予算(決算)額	摘要
計		

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった年度鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金(以下「本補助金」という)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 算定基準額 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県自立援助ホーム夜間業務等体制強化事業費補助金交付要綱(令和4年3月28日付第202200003798号鳥取県子育て・人財局長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。